

《配置技術者，現場代理人兼務事例》

①従来から兼務を認められている例

	工事1
技術者	●
現場代理人	●

	工事1	工事2	工事3
技術者	●	●	●
現場代理人			

※税込請負代金額500万円以上2,500万円未満(建築一式工事においては,1,500万円以上5,000万円未満)の工事については,3件まで技術者の兼務が可能です。

②要件を満たした場合に認められる例

	工事1	工事2	工事3
技術者	●	●	●
現場代理人	●	●	●

※税込請負代金額500万円未満の工事であっても現場代理人を兼務する場合の兼務可能な工事件数は,3件までとする。

	工事1	工事2	工事3	災害1	災害2
技術者	●	●	●	●	●
現場代理人	●	●	●	●	●

※税込請負代金額500万円以上2,500万円未満(建築一式工事においては,1,500万円以上5,000万円未満)の工事については,5件まで技術者の兼務が可能です。

現場代理人は要件を満たせば通常工事は3件まで兼務が可能です。

なお,災害復旧工事の現場代理人は,兼務工事件数制限から除外する。

※税込予定価格500万円未満の工事の随意契約での契約については兼務件数に含めないこととする。

③認められない例

	工事1	工事2	工事3	工事4
技術者	●	●	●	
現場代理人				●

※現場代理人となっている工事を含め4件以上の工事を兼務することは認められない。